第二十条の五第一項を次のように改める。

法第四十二条の十第一項に規定する産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして財務省令で定める事業は、国家戦略特別区域法施行規則第一条第一号及び第二号に掲げる事業とする。

第二十条の五第二項中「第三条第二項」を「第三条第四項」に改め、「国家戦略特別区域担当大臣」の下に「（国家戦略特別区域法第七条第一項第一号に規定する国家戦略特別区域担当大臣をいう。）」を加え、「同条第一項の」を「同令第三条第一項の」に、「同条第三項」を「同条第五項」に、「同条第二項」を「同条第四項」に改め、同条に次の一項を加える。

5　法第四十二条の十第一項に規定する継続的に実施されることが確保される特定事業として財務省令で定めるものは、国家戦略特別区域法施行規則第一条第一号ロ(5)に掲げる事業とする。

第二十一条の十九第二項第八号の次に次の一号を加える。

八の二　法第六十二条の三第四項第八号の二に掲げる土地等の譲渡　当該土地等の買取りをする同号に規定する特定事業又は当該特定事業の実施に伴い必要となる施設を整備する事業を行う者から交付を受けた次に掲げる書類

イ　国家戦略特別区域法第七条第一項第一号に規定する国家戦略特別区域担当大臣の当該土地等に係る同法第二条第二項に規定する特定事業が同法第十一条第一項に規定する認定区域計画に定められている旨及び当該特定事業又は当該特定事業の実施に伴い必要となる施設を整備する事業が国家戦略特別区域法施行規則第十二条各号に掲げる要件の全てを満たすものである旨を証する書類の写し

ロ　当該土地等の買取りをする者の当該土地等を法第六十二条の三第四項第八号の二に規定する特定事業又は当該特定事業の実施に伴い必要となる施設を整備する事業の用に供するために買い取つた旨を証する書類

第二十一条の十九第二項第九号の二中「第五項」を「第六項」に改め、同条第十五項第二号ハ中「第十三項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第十項各号」を「第十一項各号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第五項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　法第六十二条の三第四項第八号の二に規定する財務省令で定める事業は、国家戦略特別区域法施行規則第十二条各号に掲げる要件の全てを満たす事業とする。

第二十二条の二十七第一項中「規定する」の下に「産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして」を加え、「第一条各号」を「第一条第一号及び第二号」に改め、同条第二項中「第三条第二項」を「第三条第四項」に改め、「国家戦略特別区域担当大臣」の下に「（国家戦略特別区域法第七条第一項第一号に規定する国家戦略特別区域担当大臣をいう。）」を加え、「同条第一項の」を「同令第三条第一項の」に、「同条第三項」を「同条第五項」に、「同条第二項」を「同条第四項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　法第六十八条の十四第一項に規定する継続的に実施されることが確保される特定事業として財務省令で定めるものは、国家戦略特別区域法施行規則第一条第一号ロ(5)に掲げる事業とする。

第二十二条の六十二第三項中「第二十一条の十九第十項各号」を「第二十一条の十九第十一項各号」に改め、同条第四項第一号イ(2)(i)中「第二十一条の十九第十四項第三号」を「第二十一条の十九第十五項第三号」に改め、同号イ(2)(ii)中「第二十一条の十九第十五項」を「第二十一条の十九第十六項」に改め、同項第二号ハ中「第二十一条の十九第十三項」を「第二十一条の十九第十四項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十六号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

2　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち租税特別措置法施行規則第十三条の三の改正規定中「第十三条の三第十一項第一号イ」を「第十三条の三第十二項第一号イ」に、「同条第十四項第四号」を「同条第十五項第四号」に改める。

第一条のうち租税特別措置法施行規則第二十一条の十九第十一項第一号イの改正規定中「第二十一条の十九第十一項第一号イ」を「第二十一条の十九第十二項第一号イ」に改める。

附則第二十条中「第十三条の三第十一項及び第十四項」を「第十三条の三第十二項及び第十五項」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「第十三条の三第十一項の」を「第十三条の三第十二項の」に改める。

## 告　示

**○内閣府告示第三百二十八号**

国家戦略特別区域法施行規則及び総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成二十七年内閣府令第四十三号）の施行に伴い、平成二十六年内閣府告示第三百八号（国家戦略特別区域法施行規則第三条第一項に規定する事業実施計画に「その他事業の実施に関する事項」として記載すべき事項）を廃止する告示を次のように定める。

平成二十七年七月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

平成二十六年内閣府告示第三百八号（国家戦略特別区域法施行規則第三条第一項に規定する事業実施計画に「その他事業の実施に関する事項」として記載すべき事項）は、廃止する。

附　則

この告示は、平成二十七年七月十五日から施行する。

**○内閣府告示第三百二十九号**

国家戦略特別区域法施行規則及び総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成二十七年内閣府令第四十三号）の施行に伴い、及び国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年内閣府令第二十号）第一条第一号ロ(1)の規定に基づき、国家戦略特別区域法施行規則第一条第一号ロ(1)の内閣総理大臣が定める要件（平成二十六年内閣府告示第十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年七月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

第一項第二号中「第三条第一項第二号」を「第三条第一項第五号」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年七月十五日から施行する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）